

お客様の大切なご資産を
お守りするために

安心のしくみ

分別管理

いっしょに、明日のこと。

Share the Future



SMBC日興証券

商号等: SMBC日興証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号

加入協会: 日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本STO協会

金融商品の セーフティネットのしくみ

～お客さまの大切なご資産の安心のために～

日本には金融取引・サービスを利用する投資家を保護するしくみとして銀行等の預金者には「預金保険機構」、保険契約者には「保険契約者保護機構」そして、株式、債券、投資信託等の投資者には「投資者保護基金」があります。このしくみを総称して「セーフティネット」と呼んでいます。

セーフティネットのしくみは、法律に基づいて、あるいは業界の取り決めとして制度化されたものです。ただし、保護の内容（対象となる金融商品や金融機関・保護の限度額）については、それぞれ異なっています。

《代表的な金融商品別保護の内容》

決済用預金／一般預金 等	☞	預金保険制度	
有価証券 (株式・債券・投資信託 等)	☞	分別管理	投資者保護基金
生命保険／損害保険	☞	保険契約者保護機構	
信託	☞	分別管理	

《ご参考》預金保険制度対象商品について

預金等の種類		保護される預金等の額	
預金保険による保護の対象となる預金等	決済用預金	当座預金、無利息型普通預金等	全額保護
	一般預金等	有利息型普通預金、定期預金、通知預金、貯蓄預金、納税準備預金、定期積金、掛金、元本補てん契約のある金銭信託（ビッグなどの貸付信託を含む）、金融債（保護預り専用商品に限る）等	合算して元本1,000万円 ^(注1) までと破綻日までの利息等 ^(注2) を保護 1,000万円を超える部分は、破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われず（一部カットされることがあります）
預金保険の対象外の預金等	外貨預金、譲渡性預金、金融債（募集債及び保護預り契約が終了したもの）等	保護対象外 破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われます（一部カットされることがあります）	

(注1) 金融機関が合併を行ったり、事業のすべてを譲り受けた場合、その後1年間に限って、保護される預金等の範囲は、預金者1人当たり元本「1,000万円×合併等に関わった金融機関の数」までとその利息等とする特例が適用されます（例えば、2行合併の場合は元本2,000万円までとその利息等）。

また、複数の金融機関が同一の金融持株会社の子会社である場合にも、一般預金等は、金融機関ごとに預金者1人当たり元本1,000万円までと破綻日までの利息等が保護されます。

(注2) 定期積金の給付補てん金、金銭信託における収益の分配のうち一定の要件を満たすものも、利息と同様に保護されます。

金融商品取引業者は「分別管理」。 だからお預り資産は確実に 保全されます。

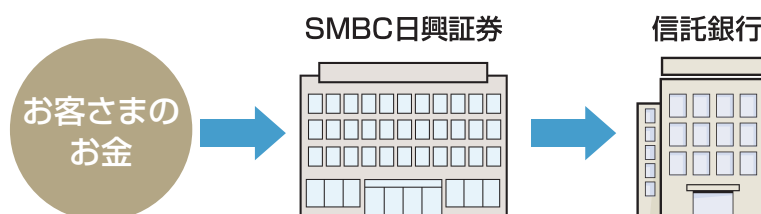
分別管理とは・・・証券投資をされるお客さまの大切なご資産を守るキーワードです。分別管理は文字通り、**金融商品取引業者がお客さまからお預りした大切なお金や有価証券を金融商品取引業者固有の資産と、はっきり区分して管理する制度**のことで、金融商品取引法によって金融商品取引業者に義務付けられています。

万が一金融商品取引業者が破綻したら・・・金融商品取引業者の破綻は、お客さまからお預りしている資産（保護預り有価証券・お預りしている金銭）に影響を及ぼしません。金融商品取引業者はお客さまの資産をお預りしているだけの状態です。万が一金融商品取引業者が破綻した場合でもお客さまのご資産は請求によりそのまま返還されます。

《分別管理のしくみ》

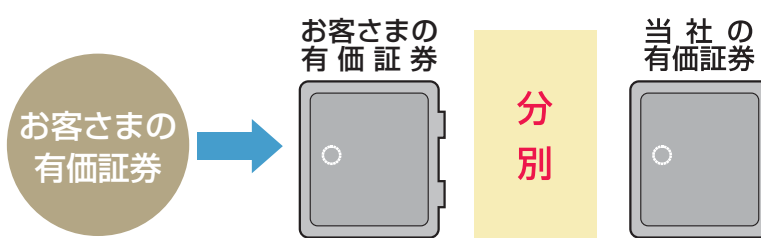
◎お預り金銭について

お客さまよりお預りしている金銭は、お客さまの「分別金」として取扱い、当社自身の資産とは区別して、信託銀行に信託しています。



◎お預り有価証券について

お客さまよりお預りしている有価証券は、当社の証券取引約款、外国証券取引口座約款等に基づき当社所有の有価証券とは分けて保管しています。



《分別管理の対象外商品について》

信用取引の建て玉の評価益に関してお預りする資産は「分別管理」の対象となる資産に含まれません。

なお、有価証券店頭デリバティブ取引（特約権付株券貸借取引を含む）、通貨オプション取引に関しては、次ページでいう「投資者保護基金」の補償対象とはなりません。金融商品取引法第四十三条の二および三に基づいて、当社の自己の資産とは区分して管理または信託しています。

万が一のために、 「投資者保護基金」があります。 さらに安心です。

投資者保護基金とは・・・お客さまが資産を預けられた金融商品取引業者が破綻し、万が一お預りした資産の全額を返済できない事態が発生したときに、その不足分について、お客さま一人あたり1,000万円を上限として補償する制度です。

金融商品取引業者がお預りしているお客さまの資産は、原則「分別管理」によって返還されることが前提となっていますので、「投資者保護基金」は、お客さまの返還が万が一滞るような場合の備えとして、二次的に発動するしくみになっております。

《投資者保護基金対象商品について》

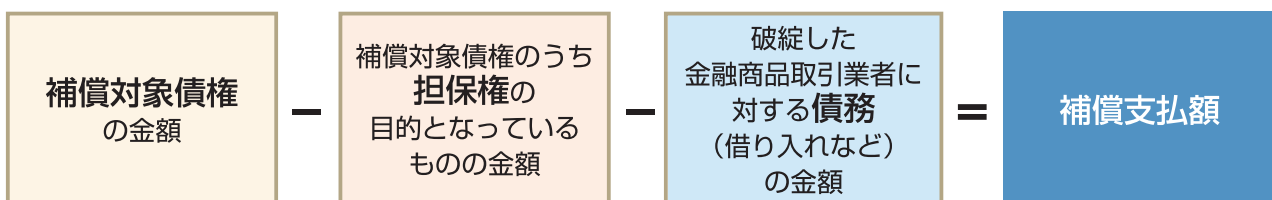
※「投資者保護基金」による補償の対象となるお客さまについては、適格機関投資家、および国、地方公共団体、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人等は含まれません。また、有価証券店頭デリバティブ取引（特約権付株券貸借取引を含む）、信用取引の建て玉の評価益、通貨オプション取引に関してお預りする資産は「投資者保護基金」による補償対象となる資産に含まれません。

◎補償対象債権と保護の範囲

	下記の取引等に係る有価証券・お金	
	<ul style="list-style-type: none">●有価証券の保護預り●株式・債券等の売買●投資信託の販売など●信用取引の委託保証金（代用有価証券を含む）●証券取引所における先物取引・オプション取引の委託証拠金（代用有価証券を含む）	有価証券店頭デリバティブ取引、外国市場証券先物取引に係るものなど
保護の範囲	保護基金が合計1,000万円まで補償	保護基金による補償はありません

これらの顧客資産のうち、円滑な返還が困難であると保護基金が認めるもの
— 補償対象債権 —

◎補償支払額の計算



ただし、
上限は1,000万円

安心のしくみ Q&A

Q1 金融商品取引業者の**分別管理**とはどういう制度ですか？

A お客さまからお預りした資産と金融商品取引業者の資産を明確に分けて管理する制度のことです。金融商品取引法第四十三条の二により金融商品取引業者は分別管理を義務付けられています。

Q2 金融商品取引業者が破綻した場合、**預けている資産はどうなりますか？**

A 金融商品取引法第四十三条の二の定めにより、お客さまからお預りした資産と、金融商品取引業者が保有する資産は明確に区別して管理されていますので、万が一金融商品取引業者が破綻しても、お預り資産は返還されます。

投資信託 はどうなるのですか？

A 投資信託は、販売会社である金融商品取引業者で個々のお客さまの持分を振替口座簿等により分別管理し、受託会社である信託銀行等で、その裏づけとなる資産を信託財産として受託会社固有の資産とは分けて管理しています。（運用会社は信託財産の運用方針の決定や運用指図を行います。）従いまして、万が一金融商品取引業者、受託会社、運用会社のいずれかもしくは全てが破綻してもお客さまの資産は返還されます。

日興ファンドラップ はどうなるのですか？

A 日興ファンドラップ専用口座でお預りしている金銭および有価証券は、分別管理により管理されています。

保険商品 はどうなるのですか？

A お客さまのご資産は、引受保険会社にてお預りしています。お客さまのご資産は、契約成立にともない、引受保険会社にて一般勘定または特別勘定にてお預りしています。当社は生命保険募集代理店として保険契約の締結のお取次ぎを行う立場であり、お客さまのご資産を当社で運用・管理するものではありません。ご契約いただきました保険契約は金融商品取引業者ではなく引受保険会社がそれぞれ運用・管理していますので、当社で取り扱ったお客さまと保険会社との契約は有効に継続いたします。なお、保険会社が破綻した場合は、生命保険契約者保護機構により資金援助等を行うことにより一定の条件のもと保険契約は継続され、保険契約者の保護が図られます。

※一般勘定…予定利率をお客さまに保証している定額年金・定額保険などに関わる資産が合同で運用・管理されています。

※特別勘定…変額年金・変額保険などその運用結果を直接的にご契約者に還元することを目的として、一般勘定とは分離して運用・管理されており、投資信託などが組み込まれています。

分別管理は商品の元本を保証するものではありません。ご投資の際は、当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書またはお客さま向け資料等をよくお読み下さい。

Q3 なぜ**投資者保護基金** が必要なのですか？

A 金融商品取引業者は、「投資者保護基金」の補償対象となる取引に関する顧客分別金の差替えを、法令に定められた頻度（週に一回以上）を遵守して実施していますが、お客さまとの分別の対象となる金銭の受け払いはほぼ毎日行われています。両者の入出金のタイミングは一致していませんので、破綻時の状況如何で、分別管理制度を遵守していても、お返しするべき金銭の総額を顧客分別金の信託額が下回る可能性もあります。投資者保護基金の補償は、この分別管理制度の弱点を補完し、証券取引の信頼を維持するために必要なものとなっています。

投資者の保護についての法律

金融商品取引法第四十三条の二第1項において「**有価証券の分別管理**」、
第2項において「**金銭の分別管理（顧客分別金信託）**」、
第3項において「**分別管理監査**」が規定されております。

【分別管理】

金融商品取引法第四十三条の二第1項

金融商品取引業者等は、次に掲げる有価証券（次項の規定により管理する有価証券を除く。）を、確実にかつ整然と管理する方法として内閣府令で定める方法により、自己の固有財産と分別して管理しなければならない。

（以下、一号、二号 略）

第2項

金融商品取引業者等は、次に掲げる金銭又は有価証券について、当該金融商品取引業者等が金融商品取引業（登録金融機関業務を含む。以下この項において同じ。）を廃止した場合その他金融商品取引業を行わないこととなつた場合に顧客に返還すべき額として内閣府令で定めるところにより算定したものに相当する金銭を、自己の固有財産と分別して管理し、内閣府令で定めるところにより、当該金融商品取引業者等が金融商品取引業を廃止した場合その他金融商品取引業を行わないこととなつた場合に顧客に返還すべき額に相当する金銭を管理することを目的として、国内において、信託会社等に信託をしなければならない。

（以下、一号、二号、三号 略）

第3項

金融商品取引業者は、前二項の規定による管理の状況について、内閣府令で定めるところにより、定期に、公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。第百九十三条の二及び第百九十三条の三において同じ。）又は監査法人の監査を受けなければならない。

注1：金融商品取引法第四十三条の二においては、有価証券関連業及びその付随業務にかかる取引について、お客さまから預託を受けた金銭及び有価証券を金融商品取引業者の資産と分別して管理することを規定しています。

注2：有価証券関連業以外の取引（通貨オプション、金融先物取引など）については、金融商品取引法第四十三条の三及び第四十三条の二の二において、金融商品取引業者の資産と区分して管理することが規定されています。

※この資料は信頼できる情報源から得た情報に基づき構成されていますが内容の正確性あるいは、完全性については明示、黙示に関わらずこれを表明あるいは保証するものではありません。

※本資料は有価証券その他の売買の勧誘を目的としたものではありません。